院外処方せんの一般名処方について

当院では、**後発医薬品**（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方※を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点などがありましたら、十分な説明をさせて頂きますので、当院薬剤科までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

①お薬の「商品名」ではなく、「一般名（有効成分の名称）」を処方せんに記載することです。

②【般】+「一般名」+「剤型」+「含量」で記載されます。

一般社団法人 三次地区医師会

三次地区医療センター